

平成29年第1回定例会（2月議会）
予算及び付託議案審査関係資料（当初関係）

平成29年2月16日
総務部

【予算関係】

- 資料1 平成29年度当初予算に関する説明資料 (財政課)
- 資料2 県人会ネットワーク化推進事業について (総務課)
- 資料3 行啓等事務費について (秘書課)
- 資料4 広報事業について (広報広聴課)
- 資料5 石油コンビナート等防災計画修正事業について (総合防災課)
- 資料6 震度情報ネットワークシステム更新整備事業について (総合防災課)

【議案関係】

- 資料7 「秋田県部設置条例の一部を改正する条例案」
について（議案第58号） (人事課)
- 資料8 「職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例案」
について（議案第59号） (人事課)
- 資料9 「知事等の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案」
について（議案第60号） (人事課)

資料1 (当初予算関係)

平成29年2月16日
財 政 課

平成29年度当初予算
に関する説明資料

(議 案 第 3 8 号)

平成29年度当初予算 主要な歳入増減調書

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 額 内 訳	減 額 内 訳
1 県 税	525,000	県民税 1,352,000 (28,480,000 → 29,832,000)	地方消費税 △ 956,000 (17,220,000 → 16,264,000)
2 地方消費税清算金	△ 3,385,000		地方消費税清算金 △ 3,385,000 (40,414,000 → 37,029,000)
3 地方譲与税	748,000	地方法人特別譲与税 625,000 (14,550,000 → 15,175,000)	
4 地方特例交付金	21,000	地方特例交付金 21,000 (276,000 → 297,000)	
5 地方交付税	67,000	地方交付税 67,000 (195,230,000 → 195,297,000)	
6 交通安全対策 特別交付金			
7 分担金及び負担金	△ 270,364		農林水産業費負担金 △ 120,046 (817,483 → 697,437) 農林水産業費分担金 △ 98,425 (597,385 → 498,960)
8 使用料及び手数料	△ 166,929		高等学校使用料 △ 102,714 (2,600,689 → 2,497,975)
9 国庫支出金	△ 6,883,561	地方創生推進交付金 513,160 (0 → 513,160) 障害児・者施設整備費 365,262 (31,754 → 397,016) 東北観光復興対策交付金 306,719 (0 → 306,719)	地域医療介護総合確保事業費 △ 1,304,123 (1,304,123 → 0) 森林環境保全整備事業費 △ 1,109,375 (1,679,945 → 570,570) 畜産競争力強化整備事業費 △ 1,071,500 (1,071,500 → 0) 参議院議員選挙費 △ 622,495 (622,495 → 0) 水道指導費 △ 622,393 (1,124,862 → 502,469)

区 分	増 減 額	増 額 内 訳	減 額 内 訳
10 財 産 収 入	80,948	県営林売払収入 75,720 (124,963 → 200,683)	
11 寄 附 金	△ 8,019		OSS共同利用化システム開発事業費 △ 9,035 (9,035 → 0)
12 繰 入 金	△ 6,848,579	高齢者健康保持及び地域支援体制整備基金 335,344 (140,656 → 476,000)	財政調整基金 △ 2,500,000 (4,300,000 → 1,800,000) 地域活性化対策基金 △ 1,800,000 (10,300,000 → 8,500,000) 農地中間管理事業等推進基金 △ 1,307,526 (1,379,546 → 72,020) 中小企業設備導入助成資金特別会計繰入金 △ 658,365 (750,596 → 92,231)
13 繰 越 金			
14 諸 収 入	△ 11,916,296		県制度資金貸付金元利収入 △ 11,146,173 (72,280,165 → 61,133,992)
15 県 債	△ 8,930,200	退職手当債 600,000 (0 → 600,000) スポーツ施設整備事業費 539,800 (0 → 539,800) 震度情報ネットワークシステム更新整備事業費 283,200 (16,400 → 299,600)	高等学校整備事業費 △ 2,698,100 (4,117,500 → 1,419,400) 地方道路等整備事業費 △ 1,680,800 (7,342,400 → 5,661,600) 土木自然災害防止事業費 △ 1,432,600 (3,777,800 → 2,345,200) 秋田県航空基地改修事業費 △ 1,095,300 (1,111,800 → 16,500)
合 計	△ 36,967,000	600,525,000→563,558,000	

平成29年度当初予算 主要な目的別増減調書

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 額 内 訳	減 額 内 訳
1 議 会 費	12,666	第8回北東アジア地区地方議会議長フォーラム開催事業 17,673 (0 → 17,673)	議会活動費 △ 3,583 (225,113 → 221,530)
2 総 務 費	△ 238,994	県有体育施設整備・改修事業 1,071,058 (130,520 → 1,201,578) 震度情報ネットワークシステム更新整備事業 377,943 (21,969 → 399,912)	消防防災ヘリコプター整備事業 △ 1,078,870 (1,078,870 → 0) 参議院議員選挙費 △ 622,495 (622,495 → 0)
3 民 生 費	1,460,648	全国健康福祉祭開催事業 915,241 (111,063 → 1,026,304) 子どものための教育・保育給付支援事業 808,636 (4,026,453 → 4,835,089) 国民健康保険財政安定化基金積立金 548,069 (314,079 → 862,148) 障害児・者施設整備補助事業 547,892 (47,633 → 595,525) 介護・訓練等給付費等負担金 326,640 (5,377,940 → 5,704,580)	地域医療介護総合確保基金積立金 △ 1,956,582 (1,956,957 → 375)
4 衛 生 費	△ 1,790,624	難病等医療費助成事業 215,046 (1,094,056 → 1,309,102) 地方独立行政法人秋田県立病院機構支援事業 161,468 (3,521,998 → 3,683,466)	生活基盤施設耐震化等交付金事業 △ 622,358 (1,124,176 → 501,818) 感染症指定医療機関整備費補助事業 △ 468,793 (468,793 → 0) 能代産業廃棄物処理センター環境保全対策事業 △ 382,194 (552,000 → 169,806)
5 労 働 費	△ 8,565		県内就職促進事業 △ 5,700 (42,096 → 36,396)
6 農 林 水 産 業 費	△ 6,752,830	ネットワーク型園芸拠点育成事業 576,970 (62,740 → 639,710)	造林補助事業 △ 1,572,353 (2,396,119 → 823,766) 農地中間管理事業等推進基金積立金 △ 1,210,352 (1,210,405 → 53) 治山事業 △ 1,009,693 (3,241,754 → 2,232,061) 畜産競争力強化対策事業 △ 652,655 (730,000 → 77,345)

区 分	増 減 額	増 額 内 訳	減 額 内 訳
7 商 工 費	△ 14,914,201	秋田のインバウンド誘客促進事業 381,762 (0 → 381,762) 新事業展開資金貸付事業 347,486 (4,833,582 → 5,181,068) 航空機産業強化支援事業 148,983 (8,573 → 157,556)	経営安定資金貸付事業 △ 7,082,646 (39,427,042 → 32,344,396) 中小企業振興資金貸付事業 △ 4,550,443 (28,681,544 → 24,131,101) 企業立地促進事業 △ 1,960,117 (3,698,865 → 1,738,748)
8 土 木 費	△ 7,497,743	空港整備事業 194,400 (210,900 → 405,300) 県単空港施設整備費 137,901 (379,688 → 517,589) 国直轄河川事業負担金 128,460 (2,241,331 → 2,369,791)	県単河川改良事業 △ 1,451,112 (4,267,710 → 2,816,598) 地方道路交付金事業 △ 1,330,500 (8,762,000 → 7,431,500) 地方道路等整備事業 △ 864,300 (3,695,800 → 2,831,500) 地方街路交付金事業 △ 681,100 (1,813,000 → 1,131,900) 県単道路改築事業 △ 619,000 (1,348,000 → 729,000)
9 警 察 費	△ 975,882	交通安全施設整備・維持管理事業 83,402 (777,498 → 860,900)	北秋田警察署改築事業 △ 706,486 (736,773 → 30,287)
10 教 育 費	△ 3,538,579	学校営繕費 185,600 (221,913 → 407,513) 夢実現!高校生ステップアップ事業 97,282 (0 → 97,282) 建設事業周辺家屋調査補償事業 51,975 (0 → 51,975)	秋田工業高等学校整備事業 △ 1,119,704 (1,755,045 → 635,341) 秋田中央高等学校整備事業 △ 827,622 (827,622 → 0) 秋田地区中高一貫教育校整備事業 △ 620,748 (620,748 → 0)
11 災 害 復 旧 費	△ 305,208		過年発生土木災害復旧事業 △ 162,699 (360,102 → 197,403) 国直轄災害事業負担金 △ 136,509 (422,232 → 285,723)
12 公 債 費	△ 664,888	公債費(元金) 979,933 (88,525,801 → 89,505,734)	公債費(利子) △ 1,595,732 (13,420,839 → 11,825,107)
13 諸 支 出 金	△ 1,752,800	自動車取得税交付金 279,000 (726,000 → 1,005,000) 利子割交付金 77,000 (84,000 → 161,000)	地方消費税交付金 △ 1,148,000 (20,278,000 → 19,130,000) 地方消費税清算金 △ 1,006,000 (17,099,000 → 16,093,000)
14 予 備 費			
合 計	△ 36,967,000	600,525,000→563,558,000	

平成29年度当初予算 主要な性質別増減調書

(単位：千円)

区分	増減額	増額内訳	減額内訳	
1 人件費	717,826	教育委員会給与費 960,259 (88,485,129 → 89,445,388) 警察本部給与費 60,930 (19,868,964 → 19,929,894)	知事部局等給与費 △358,783 (29,819,332 → 29,460,549)	
2 物件費	1,072,358	全国健康福祉祭開催事業 658,403 (66,053 → 724,456) 秋田のインバウンド誘客促進事業 344,203 (0 → 344,203)	運転免許試験及び免許証作成業務事業 △ 139,582 (355,522 → 215,940)	
3 その他の行政経費	扶助費	159,665	難病等医療費助成事業 195,850 (1,063,356 → 1,259,206) 児童保護費負担金 115,415 (648,762 → 764,177)	公立高等学校等就学支援費 △ 128,487 (2,650,317 → 2,521,830) 障害者自立支援医療事業 △ 30,071 (1,580,245 → 1,550,174)
	補助費等	△ 2,226,960	子どものための教育・保育給付支援事業 808,636 (4,026,453 → 4,835,089) 介護・訓練等給付費等負担金 326,640 (5,377,940 → 5,704,580) 自動車取得税交付金 279,000 (726,000 → 1,005,000) 全国健康福祉祭開催事業 256,838 (45,010 → 301,848)	地方消費税交付金 △ 1,148,000 (20,278,000 → 19,130,000) 地方消費税清算金 △ 1,006,000 (17,099,000 → 16,093,000) 生活基盤施設耐震化等交付金事業 △ 622,358 (1,124,176 → 501,818) 参議院議員選挙費 △ 580,972 (580,972 → 0) 農地中間管理総合対策事業 △ 411,817 (1,573,674 → 1,161,857)
	積立金	△ 2,537,390	国民健康保険財政安定化基金積立金 548,069 (314,079 → 862,148) 林業開発基金積立金 210,061 (656,977 → 867,038)	地域医療介護総合確保基金積立金 △ 1,956,582 (1,956,957 → 375) 農地中間管理事業等推進基金積立金 △ 1,210,352 (1,210,405 → 53)
	投資及び出資金			
	貸付金	△ 12,412,763	新事業展開資金貸付事業 354,000 (4,790,000 → 5,144,000) 農業経営改善促進資金預託金貸付事業 85,575 (116,500 → 202,075)	経営安定資金貸付事業 △ 6,974,000 (38,928,000 → 31,954,000) 中小企業振興資金貸付事業 △ 4,499,000 (28,392,000 → 23,893,000)
	4 維持修繕費	37,744	県単道路維持修繕事業費 63,780 (983,245 → 1,047,025) 学校営繕費 38,594 (97,747 → 136,341)	財産管理費 △42,394 (88,384 → 45,990) 空港安全対策事業 △34,000 (165,000 → 131,000)

区 分	増 減 額	増 額 内 訳	減 額 内 訳
5 補助投資事業費	△ 9,366,628	障害児・者施設整備補助事業 547,892 (47,633 → 595,525) 畜産環境総合整備事業 371,000 (71,500 → 442,500) ネットワーク型園芸拠点育成事業 299,265 (0 → 299,265)	造林補助事業 △ 1,572,353 (2,396,119 → 823,766) 地方道路交付金事業 △ 1,330,500 (8,762,000 → 7,431,500) 治山事業 △ 1,009,693 (3,241,754 → 2,232,061) 北秋田警察署改築事業 △ 731,117 (731,117 → 0) 地方街路交付金事業 △ 681,100 (1,813,000 → 1,131,900) 畜産競争力強化対策事業 △ 652,700 (730,000 → 77,300) 経営体育成基盤整備事業 △ 587,180 (4,727,820 → 4,140,640)
6 単独投資事業費	△ 10,544,883	県有体育施設整備・改修事業 1,069,102 (109,864 → 1,178,966) 震度情報ネットワークシステム更新整備事業 377,618 (21,893 → 399,511) ネットワーク型園芸拠点育成事業 277,437 (61,181 → 338,618) あきた未来づくり交付金事業(上小阿仁村分) 190,000 (0 → 190,000) あきた未来づくり交付金事業(横手市分) 190,000 (0 → 190,000)	企業立地促進事業 △ 1,960,117 (3,698,865 → 1,738,748) 県単河川改良事業 △ 1,451,112 (4,267,710 → 2,816,598) 秋田工業高等学校整備事業 △ 1,119,704 (1,755,045 → 635,341) 消防防災ヘリコプター整備事業 △ 1,076,900 (1,076,900 → 0) 地方道路等整備事業 △ 864,300 (3,695,800 → 2,831,500) 秋田中央高等学校整備事業 △ 827,622 (827,622 → 0) 県単道路改築事業 △ 619,000 (1,348,000 → 729,000) 県単道路補修事業 △ 570,500 (4,359,000 → 3,788,500)
7 補助災害復旧事業費	△ 168,699		過年発生土木災害復旧事業 △ 162,699 (360,102 → 197,403)
8 単独災害復旧事業費			
9 国直轄事業負担金	97,119	国直轄土地改良事業負担金 202,903 (570,738 → 773,641) 国直轄河川事業負担金 128,460 (2,241,331 → 2,369,791)	国直轄災害事業負担金 △ 136,509 (422,232 → 285,723) 国直轄港湾事業負担金 △ 103,115 (964,580 → 861,465)
10 公 債 費	△ 615,799	公債費(元金) 979,933 (88,525,801 → 89,505,734)	公債費(利子) △ 1,595,732 (13,420,839 → 11,825,107)
11 繰 出 金	△ 1,178,590	地域総合整備資金特別会計繰出金 43,927 (56,335 → 100,262)	企業局借入金償還事業 △ 1,004,500 (1,004,500 → 0)
合 計	△ 36,967,000	600,525,000→563,558,000	

県人会ネットワーク化推進事業について

平成29年2月16日

総務課

1 目的

県と県人会、県人会相互のネットワーク化を図りながら、県外における秋田の魅力や情報発信など、ふるさと秋田の応援活動の展開につながる取組を進める。

2 事業費 15,535千円 (諸 20千円、 ⊖ 15,515千円)

3 事業内容

(1) 県と県人会による協働・連携した取組の実施

- ① イベント等を通じた県人会との連携
 - ・ 全国ふるさと県人会まつり(名古屋市)など、地域イベントにおける秋田の魅力発信
 - ・ 県外における秋田に関するフォーラムや講演会の開催
- ② 県と県人会の双方向による秋田関連情報の発信・収集
 - ・ 県人会向け移住・定住セミナーの開催やAターン情報の提供
 - ・ 県人会による県人関係の様々な活動やイベントの紹介
- ③ 「あきた情報プラザ」を拠点とした北海道地区における県人会の連携促進及び秋田の情報発信

(2) 県人会との交流・連携によるネットワークの拡大

- ① 新たな秋田ファンの獲得や若年者の県人会活動への参加促進によるネットワークの拡大
 - ・ 首都圏における若手の秋田出身者による情報交換会の開催
 - ・ 全国大会に出場する高校生チームや県外で試合を行うプロスポーツチームの応援を通じた新たな秋田ファンの獲得
- ② 県人会等交流推進員による県人会活動の情報収集・発信、県との協働・連携の橋渡し

【参考】県人会とのネットワークの拡大

(1) 全国の秋田県人会の状況

平成29年1月25日現在：239団体

(2) 県と県人会による連携した取組

① イベントなどを通じた県人会との連携

- ・ とまこまい港まつり（苫小牧市）
- ・ よこてFunフェスタ（東京都墨田区）
- ・ 全国ふるさと県人会まつり（名古屋市）

② 県人会内のネットワークを活用した県施策の推進

- ・ 県外で開催する県主催イベントへの県人会による人的支援やPR

③ 県と県人会の双方向による秋田関連情報の発信・収集

- ・ 県のホームページ「あきたじん」等を通じた情報発信、情報提供
- ・ 県人会総会などを活用した観光や移住・定住などの情報提供
- ・ 県人会が開設するホームページ・Facebook へのAターンや秋田関連イベントなどの掲載

(3) 秋田の応援の輪の拡大

- ・ 県のホームページを通じた県人会への入会申込者数：122人
- ・ 県外でのプロスポーツチームの応援を通じた交流イベントの開催

行啓等事務費について

平成29年2月16日
秘 書 課

1 目的

平成29年7月に開催される「第53回献血運動推進全国大会」及び9月に開催される「第30回全国健康福祉祭あきた大会」に皇族の御臨席を要請しており、式典への御臨席や御視察が円滑に実施されるよう必要な準備、対応を行う。

2 事業費 29,873千円 (⊖ 29,873千円)

- (1) 事前経費
御日程書等の作成や宮内庁との協議などに要する経費 (12,452千円)
- (2) 当日経費
記者会見場等の借上や御視察先での対応などに要する経費 (11,981千円)
- (3) 事後経費
大会終了後のお礼言上や記念誌の作成などに要する経費 (3,359千円)
- (4) その他
複写代等経常的経費及び今後開催予定行事の準備経費 (2,081千円)

3 「第53回献血運動推進全国大会」の概要

- (1) 開催日 平成29年7月
- (2) 場 所 県立武道館
- (3) 式典概要
 - ・昭和天皇記念献血推進賞及び昭和天皇記念学術賞御授与
 - ・日本赤十字社有功章御授与
 - ・厚生労働大臣表彰状及び感謝状贈呈
 - ・秋田県知事表彰状及び感謝状贈呈
 - ・血液事業用車両等寄贈目録贈呈
 - ・体験発表
 - ・アトラクション
- (4) 主 催 厚生労働省、日本赤十字社、秋田県

4 「第30回全国健康福祉祭あきた大会」の概要

- (1) 会 期 平成29年9月9日(土)～12日(火)
- (2) 会 場 地 秋田市、能代市、横手市、大館市、男鹿市、湯沢市、鹿角市、由利本荘市、潟上市、大仙市、北秋田市、にかほ市、仙北市、藤里町、三種町、八峰町、東成瀬村(13市3町1村)
- (3) 事業概要
 - ・式典(総合開会式、総合閉会式)
 - ・健康関連イベント(スポーツ交流大会、健康づくり教室等)
 - ・福祉、生きがい関連イベント(文化交流大会、美術展等)
 - ・健康、福祉、生きがいイベント(講演会、ふれあい広場等)
 - ・その他(併催イベント、協賛イベント、オリジナルイベント)
- (4) 主 催 厚生労働省、秋田県、一般財団法人長寿社会開発センター
- (5) 共 催 スポーツ庁

広報事業について

平成29年2月16日
 広報広聴課

1 目的

迅速かつ効果的な県政情報の発信により、県政への理解と信頼を深めるとともに、県政への参画意欲を向上させ、県民との協働による「元気」の創出を図る。

2 事業費 105,856千円 (④ 4,856千円、 ⑤ 101,000千円)

12月補正で債務負担行為を設定したものに加え、テレビ広報における拡大番組の制作・放送等を行う。

3 事業内容

- | | |
|--------------------------------|----------|
| (1) 広報紙 (一部12月補正：債務負担行為設定) | 52,784千円 |
| 年6回奇数月発行 (12ページ)、414千部を印刷・全戸配布 | |
| 【うち当初追加分：秋田市内配布経費等 | 5,740千円】 |
| (2) 新聞広報 (12月補正：債務負担行為設定) | 16,175千円 |
| 地元紙に年12回毎月掲載 | |
| (3) テレビ広報 (一部12月補正：債務負担行為設定) | 30,535千円 |
| 5分番組を毎週1回、民放3局で放送 | |
| 【うち当初追加分：15分拡大番組を年1回制作・放送 | 2,522千円】 |
| (4) ラジオ広報 (12月補正：債務負担行為設定) | 3,772千円 |
| 毎週1回、民放2局で放送 | |
| (5) PRキャラクター「んだッチ」 | 2,590千円 |
| 着ぐるみ4体、イラスト5種を制作 | |
| 【当初追加分 | 2,590千円】 |

平成29年度広報事業の推進について

目的：県民との協働による「元気」の創出

伝わる広報

県政への理解と信頼

県政への参画意欲の向上

取り巻く環境

広報媒体及び情報取得・
閲覧ツールの多様化

重点広報事項

I 迅速かつ効果的な県政情報の発信

- ・第2期元気プランの進捗と成果
- ・あきた未来総合戦略の進捗と成果
- ・施策や事業、イベント情報 ほか

II 地域資源等の県勢情報の発信

- ・四季、文化、芸能、景勝地などの地域資源
- ・地域資源を生かした商品開発やまちづくり
- ・県民や企業、団体等の先進的な取組 ほか

手法1 広報媒体の特性を活かした情報発信

(1) 広報紙

県民に等しく幅広く県政情報を
伝達できる主力媒体

- ・全戸配布
- ・年6回奇数月発行、12頁
- ・41万4千部

(2) 新聞

テーマを特化した特集記事の
掲載に適した媒体

- ・地元紙に年12回毎月掲載
- ・第4土曜日に掲載
- ・テレビ面逆L字全7段

(3) テレビ

イメージ伝達や臨場性に優れた
媒体

- ・民放3局で放送
- ・5分番組を週1回放送
- ・15分拡大番組を年1回放送

(4) ラジオ

仕事中や運転中でも聴取できる媒体

- ・AM1局、FM1局で週1回放送

(5) ウェブサイト・SNS等

即時性やアクセスの容易さに優れた媒体

- ・美の国あきたネット（平成29年1月再構築）
- ・アクセシビリティ対応の推進
- ・ツイッター、フェイスブックなどの活用

手法2 パブリシティの有効活用

旬な情報がタイムリーに伝わる新聞やテレビなどのマスメディアの活用

- ・知事記者会見
- ・知事コメント
- ・記者レクチャー（説明会）
- ・投げ込み（資料提供）
- ・現地説明（イベント等の現場対応）

職員個々の広報マインドの醸成・スキルアップ

全ての県職員が広報パーソンであるという意識を持って業務に当たるよう、研修等を通じて意識改革を進める。

- 有用な情報も伝わらなければ意味がないことから、県民目線で、見たくなる・読みたくなる広報を進めるほか、障害のある方にも優しい広報を推進する。
- ウェブサイトやSNSなどを有効に活用できるよう個々のスキルアップを図る。

石油コンビナート等防災計画修正事業について

平成29年2月16日
総合防災課

1 目的

東日本大震災を踏まえた消防庁による「石油コンビナートの防災アセスメント指針」の改定や津波浸水想定調査の結果などを踏まえ、石油コンビナート等特別防災区域（秋田地区、男鹿地区）を対象に策定している「秋田県石油コンビナート等防災計画」について、災害の未然防止と拡大防止に向けた取組を一層強化するため、当該計画を修正する。

2 事業費

12,496千円 (⊖12,496千円)

内 訳	・ 委員謝金	128千円
	・ 旅費	543千円
	・ 消耗品費	50千円
	・ 委託料	11,775千円

3 事業内容

(1) 事業年度

平成29～30年度

(2) 平成29年度事業

①防災アセスメント調査

コンサルタント業者への委託により、特別防災区域における災害の発生危険度、影響度等を調査し、災害想定を取りまとめる。

※主な調査内容：事故や地震、津波等により各施設が同時多発的に爆発・炎上し、区域外に影響を及ぼす大規模災害が発生した際の被害等

②防災アセスメント調査検討委員会

検討委員会（有識者、特定事業所関係者、関係市・消防本部、県）を設置し、調査内容の検証や助言等を行う。

③スケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
仕様書作成 入札・業務委託	↔											
発生危険度等の調査 災害想定のとりまとめ		←										→
検討委員会の開催					↔		↔		↔		↔	

(3) 平成30年度事業

平成29年度の調査結果等を踏まえて、関係機関と調整の上、秋田県石油コンビナート等防災計画を修正する。

【参考】

- 秋田県石油コンビナート等防災計画
 - ・策定年月：昭和52年8月
 - ・前回修正年月：平成17年3月
 - ・根拠法条文：石油コンビナート等災害防止法第31条

○石油コンビナート等特別防災区域

一定量以上の石油や高圧ガスを大量に集積し、災害の発生や拡大防止のための特別の措置が必要な地域として、政令で定められた区域
本県では「秋田地区」及び「男鹿地区」の2地区が指定されている。

○特定事業所

特別防災区域内で、一定量以上の石油や高圧ガスを取り扱う事業所

※位置図

特別防災区域内における全ての特定事業所及びその他の事業所

【秋田地区（南部）】秋田市寺内



【秋田地区（北部）】秋田市飯島、土崎港相染町



【男鹿地区】男鹿市船川港船川



震度情報ネットワークシステム更新整備事業について

平成29年2月16日
総合防災課

1 目的

地震発生時の震度データ収集や、気象台及び消防庁へのデータ送信のために活用している震度情報ネットワークシステムについて、サーバー等の装置や、通信回線を二重化するなど、機能を強化したシステムに更新整備する。

※ 機能構成 別紙「震度情報ネットワークシステム更新イメージ図」参照

2 事業費

399,912千円 (① 299,600千円、② 100,312千円)

※ 県債は、防災対策事業債(充当率75%、交付税算入率30%)を活用予定

3 事業内容

(1) 新システム更新工事費	386,274千円
[内訳]	
・機器費(サーバー、震度計等装置)	267,736千円
・工事費(据付・調整工事、撤去工事)	118,538千円
(2) 施工監理業務委託費	13,237千円
(3) 事務費(工場検査旅費等)	401千円

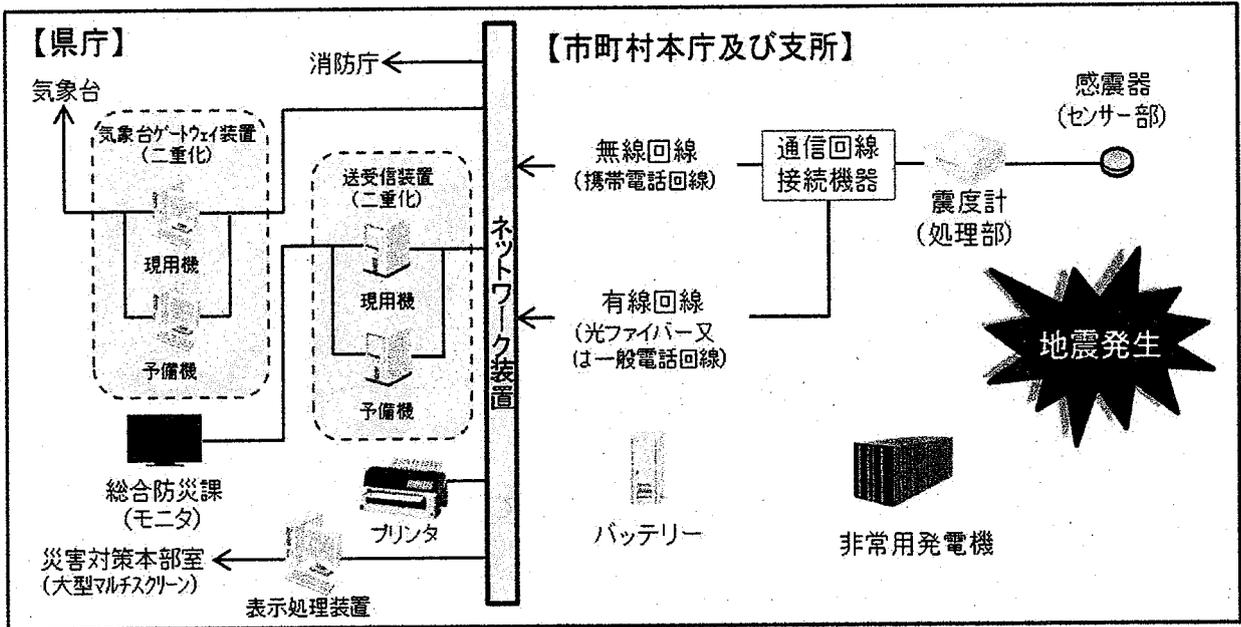
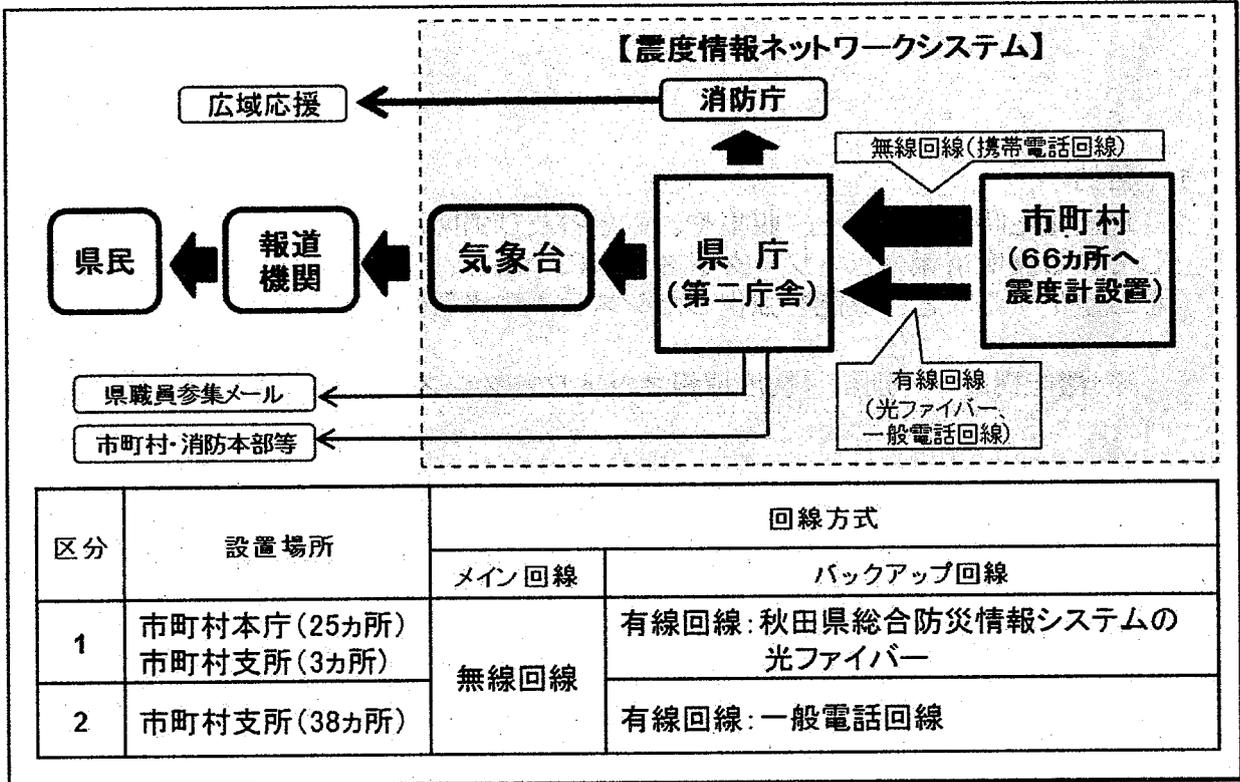
4 今後の整備スケジュール(予定)

平成29年4～5月	入札手続
" 6月	更新工事開始
平成30年4月	新システム運用開始

【参考】震度情報ネットワークシステムについて

- (1) 設置目的
 - ・市町村における初動対応迅速化
 - ・市町村、県及び消防庁間のネットワーク速報による広域応援体制の迅速化
- (2) 設置の経緯
 - ・平成9年度 システム稼働開始(消防庁の主導により全都道府県がシステムを設置)
 - ・平成15～16年度 システム更新
- (3) 感震器(センサー部)設置カ所数
 - ・25市町村に66カ所

震度情報ネットワークシステム更新イメージ図



- ・ 通信回線は、無線回線(携帯電話回線)をメイン回線として、有線回線と二重化することにより、情報伝達の信頼性を確保
- ・ 県庁システムの中核となるサーバー構成(送受信装置、気象台ゲートウェイ装置)を二重化することにより、システム障害発生時の送受信機能の停止を回避
- ・ 震度計は、デジタル通信に対応した機種を採用することにより、迅速な震度情報の伝達が可能
- ・ 停電時の電源バックアップ対策として、震度計のバッテリーを増設することで、震度計の運用時間が拡大(現状:1時間→更新後:4時間)

「秋田県部設置条例の一部を改正する条例案」 について (議案第 58 号)

平成 29 年 2 月 16 日
人 事 課

1 改正理由

人口減少の抑制に向けた取組を強化し、女性及び若者等が活躍する秋田の未来を創造するため、移住及び定住、少子化対策、女性及び若者の活躍並びに地域振興に関する施策を一体的に推進する組織としてあきた未来創造部を設置する等の必要がある。

2 改正内容

- (1) あきた未来創造部を置くとともに、その分掌事務を定めることとする。(第 1 条及び第 2 条関係)
- (2) あきた未来創造部に事務が移管される部の分掌事務について、所要の規定の整備を行うこととする。(第 2 条関係)

改正前	改正後
二 企画振興部 (三) 地域振興に関する事項 (四) 科学技術の振興に関する事項 (五) 高等教育に関する事項	二 企画振興部 (削除) 三 あきた未来創造部 (一) 移住及び定住に関する事項 (二) 少子化対策に関する事項 (三) 女性及び若者の活躍に関する事項 (四) 地域振興に関する事項
五 生活環境部 (二) 青少年の健全育成及び男女共同参画に関する事項	六 生活環境部 (削除)

3 施行期日

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行することとする。

(参考) あきた未来創造部の組織体制 (案)

現 行	改 正 案
<p>企画振興部 (8課2室)</p> <ul style="list-style-type: none"> 総合政策課 <ul style="list-style-type: none"> 被災者受入支援室 市町村課 人口問題対策課 地域活力創造課 <ul style="list-style-type: none"> 活力ある集落づくり支援室 情報企画課 調査統計課 学術振興課 国際課 	<p>企画振興部 (5課1室)</p> <ul style="list-style-type: none"> 総合政策課 <ul style="list-style-type: none"> 被災者受入支援室 市町村課 情報企画課 調査統計課 国際課 <p>※ 総合戦略関連業務を新部へ移管。学術振興課から研究評価関連業務を移管。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>あきた未来創造部 (4課2室)</p> <ul style="list-style-type: none"> あきた未来戦略課 <ul style="list-style-type: none"> 高等教育支援室 ○ 「あきた未来総合戦略」の全体調整のほか、地域振興局、高等教育などを所掌。 (主な所掌業務) <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合戦略の進行管理、ふるさと納税、地域振興局、産学官連携、高等教育等 移住・定住促進課 <ul style="list-style-type: none"> ○ 主に「基本目標2 移住・定住対策」に関する施策・事業を所掌。 (主な所掌業務) <ul style="list-style-type: none"> ・ 新規卒者の県内就職、奨学金返還助成制度、移住・定住・Aターン等 次世代・女性活躍支援課 <ul style="list-style-type: none"> ○ 主に「基本目標3 少子化対策」に関する施策・事業を所掌。 (主な所掌業務) <ul style="list-style-type: none"> ・ 女性・若者の活躍、結婚・子育ての総合的な支援、男女共同参画、仕事と子育ての両立等 地域の元気創造課 <ul style="list-style-type: none"> 活力ある集落づくり支援室 ○ 主に「基本目標4 新たな地域社会の形成」に関する施策・事業を所掌。 (主な所掌業務) <ul style="list-style-type: none"> ・ 秋田型地域支援システム、CCRC構想、多様な主体との協働、地域コミュニティ活動等 </div>
<p>健康福祉部</p> <ul style="list-style-type: none"> 子育て支援課 	<p>健康福祉部</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域・家庭福祉課 <p>※ 子ども育成班を新部へ移管。福祉政策課から地域福祉業務及び保護業務を移管。</p>
<p>生活環境部</p> <ul style="list-style-type: none"> 県民生活課 男女共同参画課 	<p>生活環境部</p> <ul style="list-style-type: none"> 県民生活課 <p>※ 地域活力創造課から雪対策業務を移管。</p>
<p>産業労働部</p> <ul style="list-style-type: none"> 雇用労働政策課 	<p>産業労働部</p> <ul style="list-style-type: none"> 雇用労働政策課 <p>※ Aターン、新卒者県内就職促進業務を新部へ移管。</p>

※ 白抜き文字は新設又は業務全体の移管を伴う組織。薄い着色は業務の一部移管を伴う組織。

秋田県部設置条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>(設置)</p> <p>第一条 知事の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。</p> <p>企画振興部 あきた未来創造部 観光文化スポーツ部 略</p> <p>(部の分掌事務)</p> <p>第二条 部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 企画振興部 (一)・(二) 略</p> <p>三 あきた未来創造部 (一) 移住及び定住に関する事項 (二) 少子化対策に関する事項 (三) 女性及び若者の活躍に関する事項 (四) 地域振興に関する事項 四・五 略</p> <p>六 生活環境部 (一) 略</p> <p>七 八 九 略</p>	<p>(設置)</p> <p>第一条 知事の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。</p> <p>企画振興部 観光文化スポーツ部 略</p> <p>(部の分掌事務)</p> <p>第二条 部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 企画振興部 (一)・(二) 略</p> <p>(三) 地域振興に関する事項 (四) 科学技術の振興に関する事項 (五) 高等教育に関する事項 (六)・(八) 略</p> <p>三・四 略</p> <p>五 生活環境部 (一) 略</p> <p>(二) 青少年の健全育成及び男女共同参画に関する事項 (三)・(四) 略</p> <p>六 七 八 略</p>

「職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する
条例案」について（議案第 59 号）

平成 29 年 2 月 16 日

人 事 課

1 改正理由

一般職の国家公務員に準じ、配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情を定める必要がある。

2 改正内容

- (1) 配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情は、延長後の配偶者同行休業の期間が満了する日以降も配偶者の外国での勤務が引き続くことになり、その引き続くことが当該延長の申請時には確定していなかったことその他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める事情とすることとする。(第 4 条関係)
- (2) その他所要の規定の整理を行うこととする。

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとする。

職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十六条の六第一項から第三項まで及び第六項から第八項まで並びに同条第十一項において準用する法第二十六条の五第六項の規定に基づき、職員（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第三十七条第一項に規定する県費負担教職員を含む。以下同じ。）の配偶者同行休業に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)</p> <p>第四条 法第二十六条の六第三項の条例で定める特別の事情は、配偶者同行休業の期間の延長後の期間が満了する日における当該配偶者同行休業に係る配偶者の第二条第三項第一号の外国での勤務が同日後も引き続き続くこととなり、及びその引き続きことが当該延長の申請時には確定していなかったことその他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める事情とする。</p> <p>第五条～第十条 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十六条の六第一項、第二項及び第六項から第八項まで並びに同条第十一項において準用する法第二十六条の五第六項の規定に基づき、職員（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第三十七条第一項に規定する県費負担教職員を含む。以下同じ。）の配偶者同行休業に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第四条～第九条 略</p>
<p>職員の育児休業等に関する条例（平成四年秋田県条例第六号）の一部改正</p> <p>新</p> <p>(育児休業をすることができない職員)</p>	<p>附則第二項による改正</p> <p>旧</p> <p>(育児休業をすることができない職員)</p>

第二条 法第二条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- 一 法第六条第一項又は職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年秋田県条例第八十九号）第七条第一項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付採用職員」という。）。

二〇四 略

第二条 法第二条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- 一 法第六条第一項又は職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年秋田県条例第八十九号）第六条第一項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付採用職員」という。）。

二〇四 略

「知事等の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案」
 について (議案第 60 号)

平成 29 年 2 月 16 日
 人 事 課

1 改正理由

現下の経済状況に鑑み、知事等の退職手当について一定の割合に相当する額を減ずる特例措置を講ずる必要がある。

2 改正内容

- (1) 知事等の現在の任期に係る退職手当について、知事にあつては 100 分の 15、副知事及び常勤の監査委員にあつては 100 分の 10 に相当する額を減ずることとする。(附則第 5 項関係)

区分 職	条例本則による 退職手当の額	減 額 後 の 退職手当の額	減 額 率 減 少 額
知 事	40,656,000円	34,557,600円	△ 15% △ 6,098,400円
副 知 事	20,088,000円	18,079,200円	△ 10% △ 2,008,800円
常勤監査 委員	6,432,000円	5,788,800円	△ 10% △ 643,200円

- (2) その他所要の規定の整理を行うこととする。

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとする。

知事等の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>154 附則</p> <p>5 知事等の退職手当の額は、知事等の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例（平成二十九年秋田県条例第 号）の施行の際現に知事等の職にある者に支給するものであつて同条例の施行の日を含む任期に係るもの限り、第十条及び第十条の二並びに前項ただし書の規定にかかわらず、これらの規定により算出した額から、当該算出した額に知事にあつては百分の十を減じて得た額とする。</p>	<p>154 附則</p> <p>5 知事等の期末手当の額は、平成二十五年六月から平成二十八年十二月までの間に支給するもの限り、第八条及び前項ただし書の規定にかかわらず、これらの規定により算出した額から、当該算出した額に知事にあつては百分の二十、副知事及び常勤の監査委員にあつては百分の十五を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。</p>